

従業員数 100 名以下を雇用する事業主の皆さま！！
平成 24 年 7 月 1 日から改正育児・介護休業法が全面施行されました。

「改正育児・介護休業法」セミナー

男女ともに、仕事と家庭の両立ができる働き方の実現を目指し、平成21年、育児・介護休業法が改正されました。

平成24年7月1日より、これまで適用が猶予されていた ①短時間勤務制度 ②所定外労働の制限 ③介護休暇 の制度が、従業員数100人以下の事業主にも適用されます。

すべての事業主について改正育児・介護休業法が義務化されることとなりますので、就業規則や育児・介護休業規定の改定が必要となります。

つきましては以下の通りセミナーを開催いたしますので、ご参加下さいますようお願いいたします。

記

日 時	平成24年8月29日(水) 午後4時00分～5時30分
会 場	調布市商工会館 3階研修室
講 師	東京労働局雇用均等室 指導官 ハローワーク府中 指導官
定 員	30名 (先着順、定員になり次第締切)
聴 講	無 料

＜ 内 容 ＞	
1) 改正育児・介護休業法について	①短時間勤務制度 ②所定外労働の制限 ③介護休暇 ④就業規則改正の留意点
2) ハローワーク府中管内及び全国の雇用動向	
3) 雇用安定事業に基づく	各種助成金

※お申込み方法は、下記受講申込書に必要事項をご記入のうえ、FAX又はTELにてお申し込みください。

調布市商工会（調布市小島町 2-36-21 TEL042-485-2214）＜担当：内倉＞

切り取らずにFAXしてください

調布市商工会 行 <FAX：485-9951>

平成24年 月 日

改正育児・介護休業法セミナー 参加申込書

事業所名		業 種	
所在地	〒 -	T E L	()
		F A X	()
出席者名		出席者名	

*ご記入いただいた情報は、当該セミナー開催に関する連絡・記録のために使用いたします。